

## 秋田県ダンススポーツ連盟(JDSF秋田)会費規定

### 1 目的

この規定は、秋田県ダンススポーツ連盟(以下 JDSF 秋田)規約第 7 条第 1 項並びに第 2 項により必要な事項を定め、JDSF 秋田加盟サークル及び登録会員に適用する事とする。

### 2 会費納入の義務

この規定に定める会費納入者は、以下の通りとする。

- ①秋田県ダンススポーツ連盟加盟サークル
- ②秋田県ダンススポーツ連盟登録会員

### 3 会費の使用

納入された会費は、秋田県ダンススポーツ連盟が必要として行なう事業、上部団体への会費や寄付金、その他ダンススポーツの普及及び振興等の事業に供する事とする。

### 4 秋田県ダンススポーツ連盟の年間会費

秋田県ダンススポーツ連盟の一加盟サークル及び会員登録の年間一人当たりの会費を以下の通りとする。

- ① 会員登録年会費 1,500 円

### 5 公益社団法人日本ダンススポーツ連盟(以下JDSF)の年間会費

JDSF会員登録の年間会費は以下の通りとする。

- ①JDS 会員登録年会費 500 円

### 6 会費の改定

秋田県ダンススポーツ連盟の健全で安定した組織運営を推進するため、及び公益社団法人日本ダンススポーツ連盟の財政事情等により年間会費の改定を図る事ができる。この場合、会費改定案は理事会で策定、総会で承認 を得るものとする。

### 7 その他

第1条～第6条の定めには該当しない場合は、理事会に諮り総会で決定する。

平成 7年 7月 1日 制定

平成19年 2月10日 一部改定(会費値上げ)

平成24年 3月13日 一部改定(公益社団法人による標記)

平成28年 5月24日 一部改定